

議第60号

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例  
京都市衛生関係手数料条例の一部を次のように改正する。  
別表旅館業法の項中「26,400」を「52,800」に、「10,500」を「21,000」に  
改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

旅館業法の規定に基づく旅館業の許可の申請に対する審査に係る手数料の適正化を図る必要があるので提案する。